

| | | |
|--------|-------------------------------|------------------|
| 会見年月日 | 令和7年12月23日（火曜日） | |
| 担当課 | 消防本部予防課 | (担当者名：小林) |
| 問い合わせ先 | TEL：0791-43-6882 (内線：5206) | FAX：0791-45-0119 |

林野火災注意報・警報の運用開始について

1 楽 旨

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を契機に、国が火災予防条例（例）を改正したことを受け、この度、赤穂市火災予防条例を一部改正し、「林野火災注意報」及び「林野火災警報」の運用を開始することとした。

2 内 容

(1) 運用開始 令和8年1月1日から

(2) 発令基準

乾燥時や強風時などの火災が発生しやすい気象条件となったときに、林野火災の発生、拡大を未然に防ぐため発令することができ、火の取扱いについて一定の制限がなされます。

ア 林野火災注意報

次に掲げる①～③のすべての条件に該当する場合

- ①前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下のとき
- ②前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき
- ③乾燥注意報が発表されたとき

イ 林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加えて、強風注意報が発表された場合

※当日中に降雨や降雪が見込まれる場合は、発令されないことがあります。

(3) 火の使用的制限

火災予防のため、注意報発令時には次に掲げる①～⑥の制限について努力義務が課せられます。さらに危険な状況になり警報が発令された際には同様の制限について義務が課せられます。

- ①山林、原野等において火入れをしないこと
- ②煙火を消費しないこと
- ③屋外において火遊びまたはたき火をしないこと
- ④屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと
- ⑥残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰または火粉を始末すること

(4) 罰則について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方、林野火災警報は、「(3) 火の使用の制限」に違反した者に対して、罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

(5) 林野火災注意報・警報発令時の周知方法

市のホームページへの掲載、防災メールや市の公式LINEでの発信、消防署に標識を掲示、消防車両での巡回広報等により、周知いたします。